

人材開発支援助成金（平成30年度）

○職業訓練を実施する事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する等により、企業内の人材育成を支援

支給対象となる訓練	対象	助成内容	助成率・助成額 注：（ ）内は中小企業以外	
				生産性要件を満たす場合
特定訓練コース	・中小企業以外 ・中小企業 ・事業主団体等	・労働生産性の向上に直結する訓練 ・若年労働者への訓練 ・技能承継等の訓練 ・グローバル人材育成の訓練 ・雇用型訓練(※1) について助成	OFF-JT 経費助成：45(30)% 【60(45)% (※2)】 賃金助成：760(380)円/時・人 OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成：665(380)円/時・人	OFF-JT 経費助成：60(45)% 【75(60)% (※2)】 賃金助成：960(480)円/時・人 OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成：840(480)円/時・人
一般訓練コース	・中小企業 ・事業主団体等	・他の訓練コース以外の訓練 について助成	OFF-JT 経費助成：30% 賃金助成：380円/時・人	OFF-JT 経費助成：45% 賃金助成：480円/時・人
教育訓練休暇付与コース	・中小企業	・有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	定額助成：30万円	定額助成：36万円
特別育成訓練コース(旧キャリアアップ助成金人材育成コース) (※3)	・中小企業以外 ・中小企業	・一般職業訓練 ・有期実習型訓練 ・中小企業等担い手育成訓練 について 助成	OFF-JT 経費助成：実費(※4) 賃金助成：760(475)円/時・人 OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成：760(665)円/時・人	OFF-JT 経費助成：実費 (※4) 賃金助成：960(600)円/時・人 OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成：960(840)円/時・人

支給対象となる訓練	対象	助成内容	助成率・助成額 注:()内は中小企業以外	
				生産性要件を満たす場合
・建設労働者認定訓練コース(旧建設労働者確保育成助成金)	・中小建設事業主 ・中小建設事業主団体(経費助成のみ)	・能開法による認定職業訓練または指導員訓練のうち、建設関連の訓練を実施した場合について助成	経費助成(訓練を実施した場合): 補助対象経費の16.7% 賃金助成(雇用する建設労働者に訓練を受講させた場合): 4,750円/日・人	賃金助成(雇用する建設労働者に訓練を受講させた場合): 6,000円/日・人
・建設労働者技能実習コース(旧建設労働者確保育成助成金)	・中小建設事業主、中小建設事業主団体(※支給対象:男性・女性労働者) ・中小以外の建設事業主、中小以外の建設事業主団体(※支給対象:女性労働者のみ)	・安衛法による教習、技能講習、特別教育 ・能開法による技能検定試験のための事前講習 ・建設業法による登録基幹技能者講習 などを実施した場合について助成	1. 中小建設事業主 20人以下: 経費助成 75% 賃金助成 7,600円/日・人 21人以上: 経費助成 35歳未満 70% 35歳以上 45% 賃金助成 6,650円/日・人 2. 中小以外の建設事業主: 経費助成 60% 3. 中小建設事業主団体: 経費助成 80% 4. 中小以外の建設事業主団体 経費助成 66.6%	1. 中小建設事業主 20人以下: 経費助成 90% 賃金助成 9,600円/日・人 21人以上: 経費助成 35歳未満 85% 35歳以上 60% 賃金助成 8,400円/日・人 2. 中小以外の建設事業主: 経費助成 75%
・障害者職業能力開発コース	・事業主又は事業主団体	・障害者職業能力開発訓練施設等の設置等 ・障害者職業能力開発訓練運営費(人件費、教材費等) に対する助成	(施設等) 3/4(上限額:5,000万円、更新の場合は1,000万円) (運営費) 4/5(上限額:1人当たり17万円)(※5)	-

※1 ・特定分野認定実習併用職業訓練(建設業、製造業、情報通信業の分野)、認定実習併用職業訓練、中高年齢者雇用型訓練

※2 ・雇用型訓練のうち特定分野認定実習併用職業訓練の場合
・若者雇用促進法に基づく認定事業主又はセルフ・キャリアドック制度導入企業の場合

※3 ・非正規雇用労働者が対象

※4 ・一人当たり。訓練時間数に応じた上限額を設定。(中小企業等担い手育成訓練は対象外)

※5 ・重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者以外は3/4(上限額16万円)、重度障害者等が就職した場合10万円を追加支給。